

2025年3月25日
一般社団法人日本クレジット協会

割賦販売法に基づく認定割賦販売協会である当協会は、処分に関する規則第2条第1項第1号及び第3条第1号イに基づき、当協会会員である株式会社 Paidy に対し、以下のとおり勧告を行いました。

I. 勧告の対象企業

名 称：株式会社 Paidy

所在地：東京都港区赤坂9丁目7番1号 ミッドタウンタワー12階

II. 勧告を行った日 2025年3月25日

III. 勧告の内容

(1) 以下の事項について速やかに対応するとともに、別紙様式により、2025年4月30日までに、当協会（自主規制部）まで文書にて報告すること。

- ① 包括支払可能見込額の調査について、同一の利用者に対して複数のカード等を交付等する又はしている場合、同一利用者による利用額は当該利用者が自社に対し利用できる額の上限が、法定極度額を超えないための措置を講ずること。
- ② カード等を交付等しようとするとき（極度額を増額しようとするときを含む）は、当該利用者の包括支払可能見込額を算定するために必要な調査を適切に実施するための措置を講ずること。
- ③ 新サービスの導入及び既存サービスの変更等を行う際、包括支払可能見込額調査及び過剰与信防止義務が適切に履行されるための措置を講ずること。
- ④ 法令等遵守のための体制について、経営陣主導のもと、法令等及び社内規則等の遵守状況について定期的又は必要に応じて検証（監査及びモニタリング等）を行い、適宜適正な業務運営のための見直しを行うなど、法令等遵守体制及び適正な業務運営体制を維持するための措置を継続的に行うこと。
- ⑤ 包括支払可能見込額を超過した契約の締結に基づく包括信用購入あっせん関係受領契約を締結した利用者に対して、当該契約を締結した利用者の今後の支払い状況等を注視し、必要に応じて利用者等の利益を保護するため適切な対応を講ずること。
- ⑥ 役職員の法令・自主ルール及び社内規則等に対する理解と遵守の徹底を図るための措置を講ずること。

(2) 処分後半年を目途に、協会のフォローアップ調査を受け、かつ定期的な改善状況の報告を行うこと。さらに、必要に応じ再度のフォローアップ調査を受けること。

IV. 勧告理由

以下の自主規制規則違反が認められたため。

1. 支払可能見込額調査に関する事項

- (1) 同一利用者に対し複数のカード等を交付等する際の極度額設定に係る総和管理の未実施
- (2) 30 万円以下の極度額における包括支払可能見込額調査の適用除外における不適切な運用
- (3) 包括支払可能見込額調査の未実施
- (4) 適切な与信審査を実施するための体制の未整備

2. 社内体制整備に関する事項

- (1) 内部管理部門におけるモニタリング及び内部監査の未実施
- (2) 法令・自主ルール、社内規則等の周知徹底のための教育研修の実施不備

以上